

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)を実施する者に対し、予算の範囲内で運営に要する経費に対して補助金を交付することについて、田原市補助金交付要綱(昭和51年4月1日施行。以下「市補助要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、放課後児童クラブを実施する者(以下「事業者」という。)とは、田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年田原市条例第20号。以下「条例」という。)の基準を満たし、田原市放課後児童健全育成事業の届出等に関する規則(令和3年田原市規則第39号)第3条第1項に基づき、放課後児童クラブの開始を田原市長(以下「市長」という。)に届け出た者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、法人格を有し、前条に規定する届出を行った者とする。ただし、スポーツクラブ、習い事その他公共性に欠ける事業を主として実施するもの及び企業等の従業員の福利厚生等を目的に行われるものは対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱(「子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)別紙。以下「国交付要綱」という。)第3条第5号に規定する放課後児童健全育成事業のうち、国交付要綱の別紙の第3欄に掲げる次の事業

ア 放課後児童健全育成事業（年間開所日数250日以上）の放課後児童健全育成事業所）

イ 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）

(2) 保護者利用料減額特別加算事業

(3) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

（補助対象経費等）

第5条 補助対象事業ごとの補助基準額及び補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業（年間開所日数250日以上）の放課後児童健全育成事業所） 別表第1の該当する補助基準額の合計額と補助対象経費の支出額から保護者利用料その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額

(2) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） 別表第1の補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額

(3) 保護者利用料減額特別加算事業 別表第2の補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額

(4) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業 別表第3の補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市放課後児童クラブ運営補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 放課後児童クラブ運営事業補助金所要額調書（様式第3号）

(3) 事業運営予定表（様式第4号）

(4) 登録児童名簿（様式第5号）

(5) 会計収支予算書（様式第6号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けようとする場合は、当該各号に掲げる書類を前項の書類と併せて提出しなければならない。

(1) 保護者利用料減額特別加算事業 保護者利用料減額特別加算事業対象児童名簿
(様式第7号)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業 新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施計画書 (様式第8号)

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、その旨を申請者に田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付決定通知書 (様式第9号) により、不適当と認めたときは、申請者に田原市児童クラブ運営補助金交付却下通知書 (様式第10号) により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) は、補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、速やかに田原市放課後児童クラブ運営事業補助金変更等申請書 (様式第11号) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更等の決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、田原市放課後児童クラブ運営事業補助金変更等決定通知書 (様式第12号) により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、田原市児童クラブ運営事業補助金概算払請求書 (様式第13号) に基づいて、補助交付決定額の7割を5月末日までに、2割を10月に概算により補助事業者に交付することができる。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、田原市放課後児童クラブ運営事業補助金実績報告書(様式第14号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第15号)
- (2) 放課後児童クラブ運営事業補助金精算書(様式第16号)
- (3) 事業運営報告書(様式第17号)
- (4) 途中入会・退会児童名簿(様式第18号)
- (5) 会計収支精算報告書(様式第19号)
- (6) 経費の支出を証明する書類等の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる補助対象事業を実施した場合は、当該各号に掲げる書類を前項の書類に併せて提出しなければならない。

- (1) 保護者利用料減額特別加算事業 保護者利用料減額特別加算事業対象児童名簿(様式第20号)
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業 新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施報告書(様式第21号)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市放課後児童クラブ運営補助金確定通知書(様式第22号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の通知書を受領したときは、速やかに田原市放課後児童クラブ運営補助金請求書(様式第23号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領後30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(遅延利息)

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事業があると認められた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(必要な指示等)

第16条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(帳簿等の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、当該補助対象事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第17条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

事業 区分	補助基準額	補助対象経費
放課後児童 健全育成事 業(年間開所 日数250日 以上の放課 後児童健全 育成事業所)	1 基本額（1支援の単位当たり年額）	「放課後児童健全育 成事業」の実施につ いて（平成27年5 月21日付け雇児発 0521号第8号厚 生労働省子ども家庭 局長通知）の別紙の 放課後児童健全育成 事業実施要綱（以下 「国実施要綱」とい う。）の別添1の放 課後児童健全育成事 業の実施に必要な経 費（飲食物を除 く。）
	(1) 年間平均児童数が10人から19人までの 支援の単位 2,553,000円－（19人－年間平均児 童数）×29,000円	
	(2) 年間平均児童数が20人から35人までの 支援の単位 4,672,000円－（36人－年間平均児 童数）×26,000円	
	(3) 年間平均児童数が36人から45人の支援 の単位 4,672,000円	
	(4) 年間平均児童数が46人から70人の支援 の単位 4,672,000円－（年間平均児童数－4 5人）×67,000円	
	(5) 年間平均児童数が71人以上の支援の単位 2,917,000円	
	2 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） 1日8時間以上開所している場合に限る。 （年間開所日数－250日）×19,000円	
3 長時間開所加算額（長期休暇分） （1支援の単位当たり年額）		

	(1日8時間を超える時間)の年間平均1日当たり時間数(小数点第3位切捨)×183,000円	
放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)	1支援の単位当たり507,000円	国実施要綱の別添5の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)の実施に必要な経費

備考

- 1 「支援の単位」とは、条例第11条第4項に規定する単位をいう。
- 2 補助基準額が年額で定められている場合において、補助対象事業の実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「補助対象事業の実施月数÷12」を乗じた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

別表第2(第5条関係)

事業区分	補助基準額	補助対象経費
保護者利用料減額特別加算事業	田原市放課後児童健全育成事業実施要綱(以下「市実施要綱」という。)第17条第2項に定める額に放課後児童クラブ利用児童の延べ月数を乗じた額 ※補助事業者が市実施要綱第17条第2項に規定する額を超えて減額し、又は免除した額は、補助の対象としない。	1 から3までの合計額 1 市実施要綱第18条第1項第1号及び第2号に規定する月額利用料の免除額に免除対象児童の延べ月数を乗じた額 2 市実施要綱第17条第3号に規定する月額利用料の減額した額に減額対象児童の延べ月数を乗じた額

		3 市実施要領第17条第3号に規定する月額利用料の免除した額に免除対象児童の延べ月数を乗じた額
--	--	---

別表第3（第5条関係）

事業区分	補助基準額	補助対象経費
新型コロナウィルス感染症対策支援事業	新型コロナウィルスの感染拡大防止を図る事業 1支援の単位当たり200,000円を上限とする。	新型コロナウィルス感染症の拡大防止を図るために実施する子ども用マスク、消毒液等の購入等や感染症予防の広報・啓発等に要する経費

備考

「支援の単位」とは、条例第11条第4項に規定する単位をいう。

田原市放課後児童クラブ運営補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請法人名
申請法人所在地
代表者職・氏名
対象となる放課後児童クラブの名称

田原市放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類 事業実施計画書（様式第2号）
放課後児童クラブ運営事業補助金所要額調書（様式第3号）
事業運営予定表（様式第4号）
登録児童名簿（様式第5号）
会計収支予算書（様式第6号）

※保護者利用料減額特別加算事業及び新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施した場合は上記添付書類に併せて必要な書類を提出すること。

事業実施計画書

1 放課後児童クラブ名： _____

2 計画

月	内容	月	内容
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

その他の取組（1年を通じた活動などの予定）

--

3 その他の事業（補助金対象外の事業）

--

年度 放課後児童クラブ運営事業補助金所要額調書

放課後児童クラブ名： _____

(単位：円)

区分	補助対象経費 の支出予定額 A	利用料その他 の収入予定額 B	差引額 (A - B) C	補助基準額 D	補助所要額 (C、Dを比較して 少ない方の額) E	備考
(1) 放課後児童健全育成事業						
(2) 放課後児童クラブ支援事業						

※D欄には、別表第1より算出した補助基準額を記入すること。

区分	補助対象経費 の減免予定額 F	補助基準額 G	補助所要額 (G、Hを比較して少ない方の額) H
(3) 保護者利用料減額特別 加算事業			

※G欄には、別表第2より算出した補助基準額を記入すること。

区分	補助対象経費 の支出予定額 I	補助基準額 J	補助所要額 (I、Jを比較して少ない方の額) K
(4) 新型コロナウイルス 感染症対策支援事業			

※G欄には、別表第2より算出した補助基準額を記入すること。

補助所要額合計 L	
--------------	--

※L欄には、E欄、H欄及びK欄の合計額（1,000円未満切捨）を記入すること。

事業運営予定表

放課後児童クラブ名： _____

【登録児童数】 (単位：人)

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
年間利用							
長期休業 期間利用							

年間平均児童数	人
補助基準額（基本額）	円

※ 年間平均児童数：年間利用の計＋長期休業期間利用の計×1/2（小数点第1位切上げ）

※ 補助基準額欄には別表第1により算出した補助基準額を記入すること。

【登録児童名簿】 様式第5号のとおり

【年間開所予定日数】 (単位：日)

	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		開所予定日数 (①～③の合計)											
(内訳)	①平日												
	②土曜日												
	③長期休業期間中 の平日												

(留意事項)

年間開所予定日数は、250日以上であること。

補助基準額（開所日数加算額）	円
----------------	---

※ 補助基準額欄には別表第1により算出した補助基準額を記入すること。

【開所時間】

	開所時間		閉所時間		備考
平日	時	分	時	分	
土曜日	時	分	時	分	
長期休業期間	時	分	時	分	

補助基準額（長時間開所加算額 平日分）	円
補助基準額（長時間開所加算額 長期休業期間分）	円

※補助基準額欄には別表第1により算出した補助基準額を記入すること。

【支援員配置状況】 (単位：人)

放課後児童支援員		その他支援員等	
常勤	非常勤	常勤	非常勤

【利用料】

1 年間利用の利用料（児童1人につき月額）

利用料
円

2 長期休業期間利用の利用料（児童1人につき1期間当たり）

区分	利用料
	円
	円
	円
	円

3 土曜日利用の利用料（児童1人につき月額）

利用料
円

4 延長利用した場合の利用料（児童1人につき）

利用料		
朝延長利用	夏季休業日	月額 円
	その他（ ）	月額 円
	緊急時の利用	日額 円
夕延長利用	1月当たり	月額 円
	緊急時の利用	日額 円

【利用料減免】

区分		減免内容	
生活保護世帯・児童扶養手当受給者		減額金額（月額）	円
多子世帯減額	2人目	減額金額（月額）	円
	3人目以降	減額金額（月額）	円

様式第6号（第6条関係）

年度 会計収支予算書

放課後児童クラブ名： _____

(収入) (単位：円)

項目	金額	積算根拠、内訳等
市補助金		
保護者利用料		
その他		
収入合計		

(支出) (単位：円)

項目	金額	積算根拠、内訳等
人件費	支援員賃金	
	諸手当	
	法定福利費	
	共済費	
	健康診断費	
事務費	研修旅費	
	消耗品費	
	医薬材料費	
	通信運搬費	
施設費	光熱水費	
	使用料	
	燃料代	
	修繕料	
その他	送迎支援費	
	支出合計	

様式第7号（第6条関係）

保護者利用料減額特別加算事業対象児童名簿

放課後児童クラブ名： _____

No.	児童氏名	学校名	学年	区分	保護者利用料減額（年間）
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
合計（補助対象経費）					円

※ 区分欄には、該当する番号を記入すること。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 児童扶養手当受給世帯
- (3) 多子利用世帯

※ 保護者利用料減額欄には、減額金額の年額を記載すること。ただし、減額金額が市実施要綱第17条第2項、第3項及び第18条第1項に規定する額を超える場合は、市実施要綱の規定額を上限として記載すること。

様式第8号（第6条関係）

新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施計画書

放課後児童クラブ名： _____

補助対象経費の支出予定額	円	補助基準額	円
実施計画			

- ※ 子ども用マスク、消毒液の購入や感染症予防の広報・啓発などの新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限り計上すること。
- ※ 実施計画には、購入する物品や広報・啓発などの実施予定の経費の内訳（予定額）を記入すること。

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
補助事業に要する経費			円
交付決定額			円
交付条件			

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付却下通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった田原市放課後児童クラブ運営事業補助金については、次のとおり不適合でしたので、田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
却下内容			
却下理由			

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金変更等申請書

年 月 日

田原市長 様

申請法人名
申請法人所在地
代表者職・氏名
対象となる放課後児童クラブの名称

次のとおり変更等したいので、田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
変更交付申請額			円
添付書類		事業実施計画書 (様式第 2 号) 放課後児童クラブ運営事業補助金所要額調書 (様式第 3 号) 事業運営予定表 (様式第 4 号) 登録児童名簿 (様式第 5 号) 会計収支予算書 (様式第 6 号)	

※保護者利用料減額特別加算事業及び新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施した場合は上記添付書類に併せて必要な書類を提出すること。

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金変更等決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり変更等を決定したので、田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
補助事業に要する経費		円	
変更交付決定額		円	
交付条件			

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請法人名
申請法人所在地
代表者職・氏名
対象となる放課後児童クラブの名称

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の概算払を請求します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
交付決定額 (変更交付決定額)			円
概算払受領済額			円
概算払請求額			円
添付書類		1 交付決定（変更等交付決定）通知書写し 2 その他	

様式第14号（第11条関係）

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請法人名

申請法人所在地

代表者職・氏名

対象となる放課後児童クラブの名称

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
		添付書類	事業実施報告書（様式第15号） 放課後児童クラブ運営事業補助金精算書（様式第16号） 事業運営報告書（様式第17号） 途中入会・退会児童名簿（様式第18号） 会計収支精算報告書（様式第19号） 経費の支出を証明する書類等の写し

※保護者利用料減額特別加算事業及び新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施した場合は上記添付書類に併せて必要な書類を提出すること。

事業実施報告書

1 放課後児童クラブ名： _____

2 実施事業

月	内容	月	内容
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

その他の取組（1年を通じた活動などの予定）

--

3 その他の事業（補助金対象外の事業）

--

年度 放課後児童クラブ運営事業補助金精算書

放課後児童クラブ名： _____

(単位：円)

区分	補助対象経費の支出額 A	利用料その他の収入額 B	差引額 (A - B) C	補助基準額 D	補助基本額 (C、Dを比較して少ない方の額) E	補助所要額 F	補助金 交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引 過不足額 (H - G) I
1 放課後児童健全育成事業									
2 放課後児童クラブ支援事業									

区分	補助対象経費の減免額 J	補助基準額 K	補助基本額 (J、Kを比較して少ない方の額) L	補助所要額 M	補助金 交付決定額 N	補助金 受入済額 O	差引過不足額 (O - N) P
3 保護者利用料減額 特別加算事業							

区分	補助対象経費の支出額 Q	補助基準額 R	補助基本額 (Q、Rを比較して少ない方の額) S	補助所要額 T	補助金 交付決定額 U	補助金 受入済額 V	差引過不足額 (V - U) W
4 新型コロナウイルス 感染症対策支援事業							

補助所要額合計 (F + M + T) X	補助金 交付決定額合計 (G + N + U) Y	補助金 受入済額合計 (H + O + V) Z	差引過不足額合計 (Z - Y) AA
--------------------------	---------------------------------	--------------------------------	------------------------

※D欄には別表第1、K欄には別表2、R欄には別表3により算出した補助基準額を記入すること。

※F欄にはE欄の額、M欄にはL欄の額、T欄にはS欄の額の1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

事業運営報告書

放課後児童クラブ名： _____

【登録児童数】 (単位：人)

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
年間利用							
長期休業 期間利用							

年間平均児童数	人
補助基準額 (基本額)	円

- ※ 年間平均児童数：年間利用の計＋長期休業期間利用の計 (小数点第1位切上げ)
- ※ 補助基準額欄には別表第1により算出した補助基準額を記入すること。

【途中入会・退会児童名簿】 様式第17号のとおり

【年間開所日数】 (単位：日)

	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		開所日数 (①～③の合計)											
(内訳)	①平日												
	②土曜日												
	③長期休業期間中 の平日												

(留意事項)

年間開所予定日数は、250日以上であること。

補助基準額 (開所日数加算額)	円
-----------------	---

- ※ 補助基準額欄には別表第1により算出した補助基準額を記入すること。

【開所時間】

	開所時間		閉所時間	
平日	時	分	時	分
土曜日	時	分	時	分
長期休業期間	時	分	時	分

補助基準額（長時間開所加算額 平日分）	円
補助基準額（長時間開所加算額 長期休業期間分）	円

※補助基準額欄には別表第1により算出した補助基準額を記入すること。

【利用料減免】

区分		減免内容	
生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯		減免金額（総額）	円
多子世帯減額	2人目	減免金額（総額）	円
	3人目以降	減免金額（総額）	円

年度 会計収支精算報告書

放課後児童クラブ名 : _____

(収入) (単位:円)

項目	金額	積算根拠、内訳等
市補助金		
保護者負担金		
その他		
収入合計		

(支出) (単位:円)

項目	金額	積算根拠、内訳等
人件費	支援員賃金	
	諸手当	
	法定福利費	
	共済費	
	健康診断費	
事務費	研修旅費	
	消耗品費	
	医薬材料費	
	通信運搬費	
施設費	光熱水費	
	使用料	
	燃料代	
	修繕料	
その他	送迎支援費	
支出合計		

保護者利用料減額特別加算事業対象児童名簿

放課後児童クラブ名： _____

No.	児童氏名	学校名	学年	区分	保護者負担金減額（年間）
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
合計（補助対象経費）					円

※ 区分欄には、該当する番号を記入すること。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 児童扶養手当受給世帯
- (3) 多子利用世帯

※ 保護者利用料減額欄には、減額金額の年額を記載すること。ただし、減額金額が市実施要綱第17条第2項、第3項及び第18条第1項に規定する額を超える場合は、市実施要綱の規定額を上限として記載すること。

様式第21号（第11条関係）

新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施報告書

放課後児童クラブ名： _____

補助対象経費の支出額	円	補助基準額	円
実施内容			

- ※ 子ども用マスク、消毒液の購入や感染症予防の広報・啓発などの新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限り計上すること。
- ※ 実施内容には、購入した物品や広報・啓発などの数量や経費の内訳等を記入すること。

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
確定の基礎となった事業費			円
補助金の交付決定通知額			円
補助金の交付確定額			円

様式第23号（第14条関係）

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請法人名

申請法人所在地

代表者職・氏名

対象となる放課後児童クラブの名称

田原市放課後児童クラブ運営事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市放課後児童クラブ運営事業補助金
補助金確定額			円
概算払受領済額			円
差引請求額			円